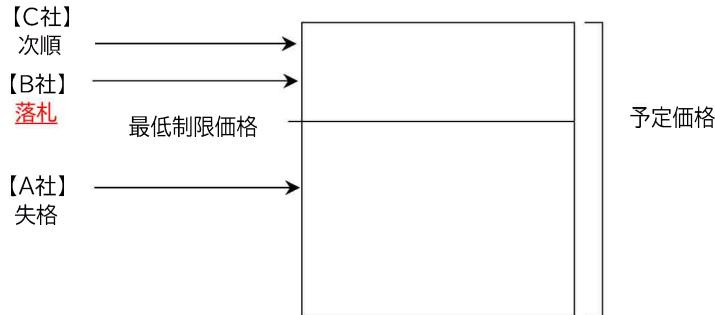


## 契約制度における最低制限価格の引上げについて

### 1 最低制限価格とは

地方自治法施行令及び狛江市契約事務規則に基づき対象案件ごとに設定するもので、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする仕組み。



### 2 最低制限価格の設定対象

予定価格 5,000 万円以上の工事請負

### 3 設定範囲及び引上げ率

#### 【設定範囲】

現行) 2/3～85% → 改正後) 70%～90%※

※ 市内事業者だけの入札のみ

### 4 参考

#### 【地方自治法施行令】

##### ◎第 167 条の 10 第 2 項

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

##### ◎第 167 条の 13

第 167 条の 7 から第 167 条の 10 まで及び第 167 条の 12 (第 6 項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

#### 【契約事務規則】

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

第 30 条 政令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が 130 万円以上の工事又は製造の請負に関する契約とする。